平成 20 年 12 月 12 日

岩手県議会議長 渡 辺 幸 貫

岩手県議会規則第2号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則(昭和31年岩手県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後				
		第15章 協議又は調整を行うための場				
	第	第115条 法第100条第12項の規定に基づき、同項の議案の審査				
		又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「				
	協議等の場」という。)を次のとおり設ける。					
		<u>名 称</u>	<u>目 的</u>	構成員	招集権者	
		全員協議会	議会運営の基	全議員	一般選挙後	
			本的事項又は		最初に行わ	
			議長が必要と		れるものに	
			認める事項に		あっては事	
			関し協議又は		務局長、そ	
			調整を行うた		の他のもの	
			<u></u>		にあっては	
					<u>議長</u>	
		議会運営世	議会運営委員	交渉団体	事務局長	
		話人会	会委員が選任	である会		
			<u>されるまでの</u>	派におい		
			間、議会運営委	て指名し		
			員会の調査す	た議員		
			べき事項に関			
			し協議又は調			
			整を行うため			
		正副常任委	常任委員会の	常任委員	議長	
		<u>員長会議</u>	運営又は調査	会の正副		
			に関し協議又	委員長で		
			は調整を行う	<u>ある議員</u>		
			<u>ため</u>			
		正副特別委	特別委員会(当	特別委員	<u>議長</u>	
		<u>員長会議</u>	初予算又は決	会の正副		
			算に係るもの	委員長で		
			を除く。右欄に	<u>ある議員</u>		
			おいて同じ。)			
			の運営又は調			
			査に関し協議			

	•	i	1
	又は調整を行		
	<u>うため</u>		
特別委員会	特別委員会(議	当該特別	当該特別委
世話人会	長を除く全議	委員会の	<u>員会委員長</u>
	員で構成する	正副委員	
	<u>ものに限る。)</u>	長である	
	の運営に関し	議員及び	
	協議又は調整	交渉団体	
	<u>を行うため</u>	である会	
		派におい	
		て指名し	
		<u>た議員</u>	
発議案調整	発議案の取扱	交渉団体	議会運営委
会議	いに関し協議	である会	<u>員会委員長</u>
	又は調整を行	派におい	
	<u>うため</u>	て指名し	
		た議員	

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要がある場合は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において設けることができる。
- 3 前項の規定に基づき協議等の場を設けるに当たっては、名 称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16章 [略]

<u>第116条</u> [略]

第17章 [略]

(会議規則の疑義)

第117条 [略]

<u>第15章</u> [略] (議員の派遣)

第114条の2 [略]

第16章 [略]

(会議規則の疑義)

<u>第115条</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。